

**後期高齢者の方に
健康診査受診券を
送ります**



75歳以上の方を対象に「健康診査受診券」を3月下旬に送付します。集団健診時に「後期高齢者医療被保険者証」と一緒に持ちください。詳細については、お手元に届きました受診券に記載してありますのでご確認ください。

なお、今年度75歳を迎えられる方には、誕生日の前月に「後期高齢者医療被保険者証」と一緒に窓口でお渡しします。

■お問合せ

保険年金課

☎0267(21)2187

**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
仮徴収(4月・6月・8月の年金引き)が始まります**

対象となる方

年額18万円以上の年金を受給している方で、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

また、国民健康保険の場合、世帯の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

仮徴収の金額

・平成31年2月現在、特別徴収となっている方

↓平成31年2月の天引き額と同額

・新たに特別徴収の対象となった方

↓前年度保険税(料)年額の6分の1の額(仮徴収開始通知書を送付します)

**国民年金 産前産後期間保険料
免除申請制度が始まります**

対象者

国民年金第1号被保険者(自営業者、農業者、学生及び無職の方とその配偶者の方)が出産した場合、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される制度が、平成31年4月から始まります。

届出時期

届出ができるのは制度開始後の平成31年4月からです。

届出先

市役所1階 保険年金課
手続きに必要な物

- ・年金手帳またはマイナンバーが確認できる書類
- ・印鑑(認印可)
- ・本人確認ができる書類(運転免許証など)
- ・母子健康手帳(別世帯の子の場合は、出産証明書など出産日及び親子関係を明らかにすることができ書類を添付)

■お問合せ

保険年金課

☎0267(21)2187

平成31年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険税(料)を10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に変更することができ、取扱金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてから、「受け取った口座振替依頼書の本人控え」「被保険者証」と「認印」を持参のうえ、保険年金課またはさしま窓口センターにお申し込みください。

引き続き年金からの天引きを希望される方は、手続きは不要です。

■お問合せ

保険年金課

☎0267(21)2187